

知財：デジタル時代の日本の役割 - 大学の視点から -



慶應義塾長
安西 祐一郎

デジタル時代の大学の役割

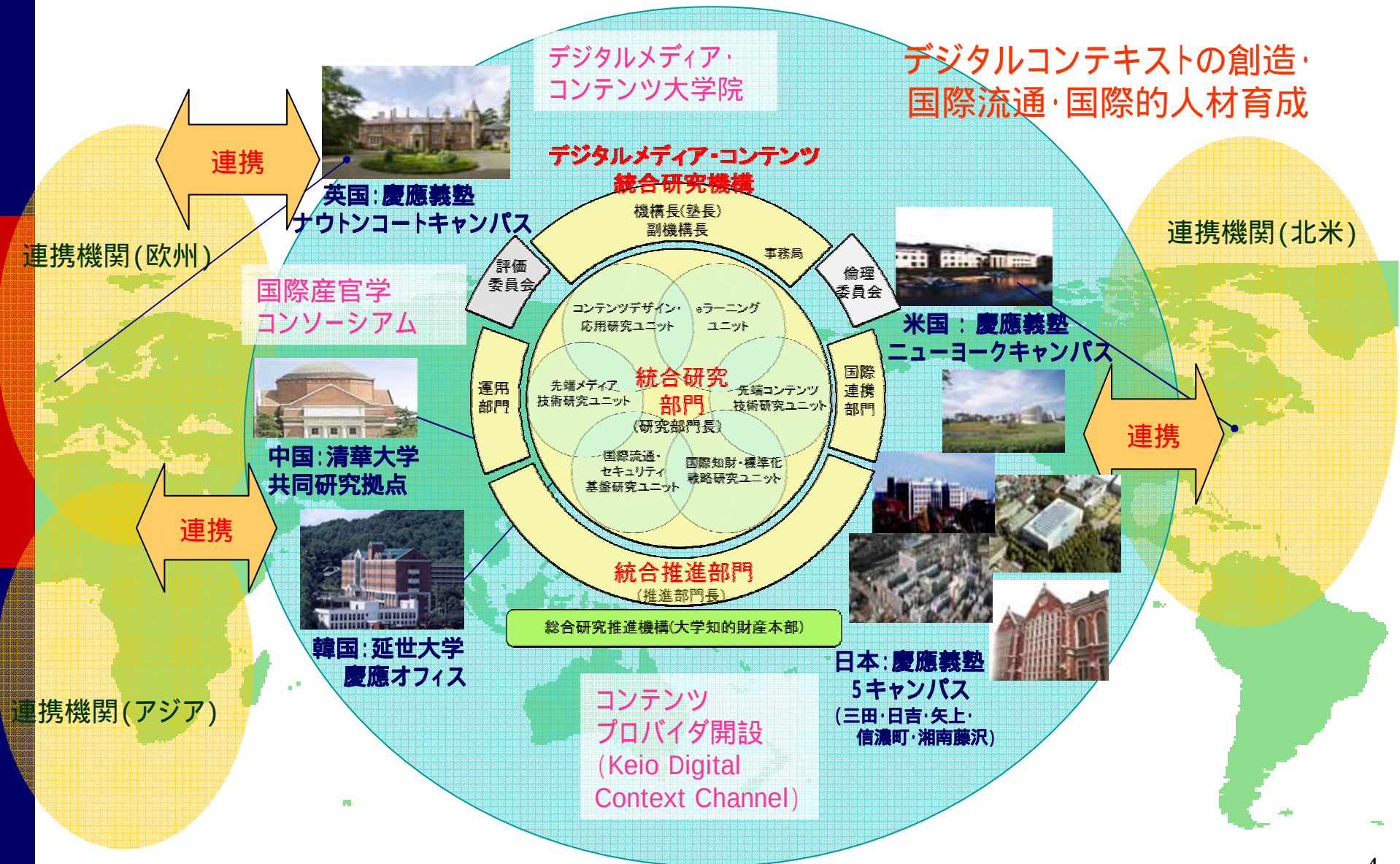
- 知的財産基本法の目的(第3条)
人材育成・知的財産の活用・必要な環境の整備により
「広く国民が知的財産の恵沢を享受できる社会を実現」する
- 大学の役割
 1. デジタルアーカイブによる知の共有
 2. 統合的な研究体制の確立
 3. グローバルな人材育成

「デジタルメディア・コンテンツ統合研究機構(DMC)」

1. デジタルアーカイブによる知の共有

- デジタルアーカイブの発展
 - 知的資源は占有から共有へ
 - いつでも・どこでも・高品質なコンテンツの共有が可能に
- 「知の共有」促進に向けて
 - 国際連携の推進
 - 海外の大学・図書館・博物館など貴重な作品・資料を保有する組織との連携
 - コンテンツ流通基盤構築の研究開発・実証実験
 - 国際標準をリードする戦略的政策の実施

2. 統合的な研究体制の確立 デジタルメディア・コンテンツ統合研究機構



3. グローバルな人材育成

コンテンツ分野を中心に遠隔教育を活用した 社会人・海外の人材育成を推進

- 教室と教室を結んだリアルタイム授業
 - アジア16ヶ国20組織との国際協調
 - 講義アーカイブによるオンデマンド授業
 - Keio Open Course Ware
 - SFC Global Campus
- 毎年1,500時間以上の授業を公開、
社会人受講生5,000名以上



著作権の問題

授業で第三者の著作物を使用している場合、オンデマンド型授業には教育利用が認められないため、遠隔教育用に個別の権利処理が必要

- 音楽: JASRACへの登録により利用可能だが、動画を伴う場合は制限あり
- 放送番組など: 映像コンテンツの配信に関する取り決めが未整備のため非常に困難

➡ **大学による遠隔教育導入の阻害要因 (許諾取得の困難性・権利処理コスト)**

映像コンテンツのブロードバンド配信等、著作権問題の解決が急務

愛・地球博における インターネットジャムセッション

オランダ・日本間のネットワーク遅延を利用した遠隔演奏会

